



住宅用火災警報器を設置しましょう！

*住宅用火災警報器を既に設置済みの方は、10年を目安に交換をおすすめします。

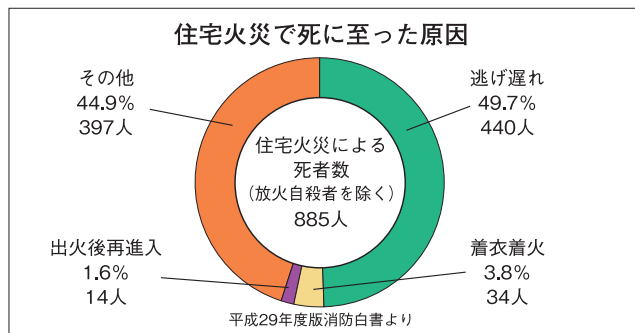


平成29年6月1日時点で、住宅用火災警報器の設置率は全国で82%、青森県では77%となっていますが、五所川原地区消防事務組合管内では58%であり、全国の設置率を大きく下回っており、都道府県別では37番目という低い水準になっています。

	設置率
全 国	82%
青 森 県	77%
五所川原地区消防事務組合	58%

(設置率の調査は、無作為に世帯を抽出したもの)

「逃げ遅れ」により多くの方が亡くなっています。



Q：色々種類があるようだけど、どこに付けたらいいの？

A：煙式と熱式があります。設置が義務付けられている場所は「寝室」と「階段」です。また、義務ではありませんが「台所」や「居室」等も設置することが望ましい場所です。

● 寝室・階段への取り付けが義務付けられています。

● 台所・居室への取り付けもおすすめします。

Q：どのくらいの効果があるの？

A：消防庁の調べによると、住宅火災による犠牲者の原因は逃げ遅れが最も多く、全体の約5割を占めています（年齢別では高齢者が7割を占めています）。

*住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、被害状況がおおむね半減した結果となりました。

Q：交換時期は決まっていますか？

A：機器本体に交換しなければならない期限（設置後10年を超えない期間）を表示しています（自動的に警報が出るものは表示しなくても良いことになっています）。



大きな火災に至らずに済んだ事例

事例1

就寝中、ストーブの上に干してあった洗濯物が落下し、翌朝タイマーで点火した際に着火。寝室の住宅用火災警報器が鳴動し、気が付いた住人が急いで水をかけ、初期消火に成功した。



事例2

調理中、電話がかかってきたため、その場を離れ放置していたところ、鍋から発煙し、台所住宅用火災警報器が鳴動。早期に発見したため大事には至らなかった。



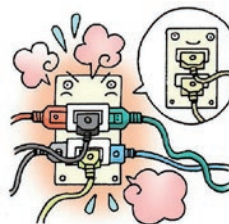
事例3

住居者が寝たばこをしてしまい、布団から煙が発生し、寝室の住宅用火災警報器が鳴動。気が付いた住居者が、布団を風呂場へ持って行き、浴槽の水に浸し、消火することができた。



事例4

就寝中、住宅用火災警報器の警報音で目が覚め、見に行くとタコ足配線のプラグ部分から煙が発生していたため、住宅用消火器で消火した。



住宅用火災警報器を設置することで、万が一、火災が起きても、早期発見と避難が可能になります。あなたや家族の命を守る住宅用火災警報器を早目に設置しましょう。

なお、設置場所、設置位置について、詳しくは五所川原地区消防本部予防課（TEL35-2020）にお問い合わせください。